

学校加入の任意保険の取扱について

都城泉ヶ丘高等学校

1 災害共済給付制度

- (1) 制度内容
学校の管理下において、生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付
- (2) 給付対象
①授業中、②課外指導中、③休憩時間中、④通学中などの学校の管理下において発生した事件の負傷、その他の疾病の医療費、障害が残ったときの障害見舞金、直接起因する死亡に対する死亡見舞金
- (3) 給付費 5000 円以上の医療費の 4/10 など(窓口支払が 1500 円以上)
- (4) 共済掛金 1, 6 1 2 円 / 1 人年額
- (5) 窓口 日本スポーツ振興センター (学校内は保健室)

2 総合保障制度

- (1) 制度内容
生徒の学校管理下、授業中、部活動中及び P T A 活動中の事故による死亡、後遺障害、負傷による入通院の補償
保護者・学校職員の P T A 活動中に遭遇する傷害及び賠償事故の補償
- (2) 給付対象
 - ・部活動中に生徒が肩を骨折した病院の治療費
 - ・生徒が自転車に乗っていて、他人に衝突したケガさせた賠償代
 - ・生徒が自転車で駐車中の車に接触し、キズをつけた対物賠償
 - ・掃除の時間に学校のガラスを破損した修理代
 - ・保護者が P T A 主催の行事でアキレス腱を切断した病院の治療費
 - ・ P T A 活動中、借用のビデオカメラを破損した対物賠償
- (3) 給付対象外
 - ・授業中、部活動等のスポーツ中に係る対人・対物の事故は補償の対象とならない。
- (4) 給付費 通院 1000 円、入院 1500 円、対人・対物上限 9 千万円など
- (5) 保険料 1, 7 2 5 円 / 1 人年額、兄弟在籍生徒 1, 6 6 7 円 / 1 人年額
- (6) 窓口 宮崎県高等学校 P T A 連合会 (学校内は渉外広報部)

3 総合保障責任保険 (ビジサポ)

- (1) 制度内容
学校教育活動中又は学校管理下中に生徒の個人行為によって、他の生徒その他第三者に損害を与えた場合に法律上の損害事故の補償
- (2) 給付対象
 - ・体育の授業中、生徒の蹴ったボールが他生徒の顔面に当たり、破損した眼鏡の修理代
 - ・授業の実験中に生徒の制服及び実習服を損傷したその購入費
 - ・部活動中、打球が学校フェンスを越え、グラウンド外の駐車中や道路走行中の車に当たり、車を破損した車両修理代
 - ・部活動中、校外の野球場で試合中に打球が球場外の家屋に飛来し、損害を与えた屋根修理代
 - ・学校に来校していた車に、学校で設置した看板が強風で飛ばされ、車両が傷ついた車両修理代
 - ・学校で職員がリースのノートパソコンを閉じたところ、USB ケーブルでディスプレイを破損した修理費
- (3) 給付対象外
 - ・部活動中の学校の窓ガラス等の破損は補償の対象とならない。
- (4) 給付費 対物・対人上限 1 億円など
- (5) 保険料 約 2 0 0 円 / 1 人年額
- (6) 窓口 K R C 宮崎駅前支社 小川 (学校内は事務 P T A)

※高校生に対して校納金又は P T A において加入しております。
詳細については、担任又は顧問を通じて窓口にお問い合わせください。